

公益財団法人日本通運育英会

日本通運交通遺児等支援奨学金 2023 年度奨学生募集要項

1. 奨学金の概要

- A. 月額30,000円（返済不要）を正規の最短修学期間、給付します。
- B. 給付の交付開始は7月から行います。（4月にさかのぼって給付。）
- C. 給付は半年分を一括して振込します。
- D. 他の奨学金を受けていても申請出来ます。また、大学卒業後の進路には制約がありません。

2. 応募資格 以下の要件をすべて満たす方が申請できます。

- A. 交通事故により保護者等を失うか、又は保護者等が重度の心身障害（※1）を負った方。あるいは、学生本人が交通事故により障害もしくは傷病を負った方。（※2）

（※1）保護者等の重度の心身障害とは、次のいずれかに該当することを言う。

- 1. 障害者手帳 1～4級
- 2. 精神障害者手帳 1～3級
- 3. 自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び第2の1～7級

（※2）学生本人の場合は、上記（※1）を適用せず、軽度であってもその障害もしくは傷病と交通事故との因果関係が交通事故証明書、診断書等で認められれば、対象者となる。

- B. 2023年4月現在、21歳以下である方。
- C. 経済的に就学が困難であると認められる方。（以下3の応募基準を満たす方。）
- D. 学術優秀、品行方正で勉強意欲のある方。

3. 応募基準 世帯者全員の年収・所得金額が下記家計収入基準以下であること。

世帯合計人数 (本人含む)	給与収入	給与所得以外の所得
2人	600万円	250万円
3人	700万円	300万円
4人	800万円	370万円

4. 応募期間 2023年4月1日～5月15日

5. 募集人数 20名

6. 申請方法 日本通運交通遺児等支援奨学金申請書（様式10）に次の書類を添付して、事務局に郵送してください。

- A. 学校長または学部長等の推薦書
- B. 調査書又は成績証明書（高校又は大学の所定様式、本片）
- C. 在学証明書（大学）
- D. 保護者等の収入・所得を証明するもの（源泉徴収票、所得証明書、確定申告書等）
- E. 交通事故証明書の写し
- F. 死亡診断書または障害者手帳、精神障害者手帳、診断書等の写し
- G. 戸籍謄本

7. その他 奨学生の義務等、詳細は日本通運育英会奨学資金給付規程をご参照ください。

8. 書類提出先

〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町2番地 日本通運株式会社人財戦略部内
公益財団法人 日本通運育英会 事務局 宛

TEL 03-5801-1198

MAIL nittsu-ikueikai@nipponexpress.com

(様式 10)

本人写真貼付
40mm×30mm
6か月以内撮影
正面無帽無背景
カラー

日本通運交通遺児等支援奨学金申請書

公益財団法人日本通運育英会 理事長殿

記入日 年 月 日

申請者本人	フリガナ		入学年月	卒業予定年月
	氏名	男 女	年 月	年 月卒業
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 ー 都道 区市 府県 町村		
		携帯電話 ー ー	Eメール	@
	在籍大学 学部学科	大学	学部	学科 年
	学籍 NO.		課程 昼間・夜間・通 信の別	<input type="checkbox"/> 昼 <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信
保護者等	フリガナ	本人との続柄	連絡先電話番号	
	氏名		携帯	ー ー
			自宅	ー ー
	現住所	〒 ー 都道 区市 府県 町村		
勤務先	電話番号 ー ー			
交通事故者記入欄 交通事故の被災者氏名	フリガナ 氏名		本人との続柄	
交通事故の発生日	死亡の場合、死亡年月日	後遺障害 の程度	自賠償保険 身障害者福祉	級 級
昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日			
事故の類型について	人対車両 ・ 車両相互 ・ 車両単独 ・ 列車 (踏切)			
事故の内容 (発生場所・発生 状況など)				

(様式 12)

奨学生推薦書

申請者

_____ 大 学 _____ 学 部 _____ 学 科

課程 昼間・夜間・通信 第 _____ 学年所属 学籍番号 _____

入学 _____ 年 _____ 月 _____

氏 名 _____ 男・女

公益財団法人日本通運育英会 理事長殿

_____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者は、貴財団の奨学生として適当なものと認めます。

_____ 大 学

大学長名
(学部長名)

職印

学校所在地 _____

電 話 (_____) _____

公益財団法人日本通運育英会奨学資金給付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本通運育英会（以下本会という）定款に基づく奨学資金の給付およびその手続等について定める。

(名称)

第2条 この奨学資金の名称を「日本通運交通遺児等支援奨学金」と定める。

(適用対象)

第3条 この規程は、2023年4月1日以降に、新たに奨学資金の給付を受ける奨学生に適用するものとする。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法第67条第2項に規定する車輛等の交通による人の死傷のあった事故をいう。
- (2) 保護者等 学校教育法第16条に規定する保護者または本会の理事長が特に必要があると認めた場合にあつては児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。

(応募資格)

第5条 本会の奨学金は、以下の要件をすべて満たす者が申請できる。

- (1) 学校教育法による大学に在学する者のうち、学術優秀、品行方正でありながら、経済的理由で修学が困難と認められる方。
- (2) 交通事故により保護者等を失うか、又は保護者等が重度の心身障害（※1）を負った方。あるいは、学生本人が交通事故により障害もしくは傷病を負った方。（※2）

（※1）重度の心身障害とは、次のいずれかに該当することを言う。

1. 身体障害者福祉法（身体障害者手帳の1級～4級）
2. 精神障害者福祉法（精神障害者手帳の1級～3級）
3. 自動車損害賠償保障法施行令別表第1および別表第2に掲げる1級から7級の後遺障害。

（※2）学生本人の場合は、上記※1を適用せず、軽度であっても、その障害もしくは傷病と交通事故との因果関係が交通事故証明書、診断書等で確認できれば対象者として扱う。

(給付金額)

第6条 奨学資金の給付額は、月額30,000円とする。この給付奨学金につい

て、奨学生は、本規程第16条に該当する場合を除いて、本会への返還を要しないものとする。

(給付期間)

第7条 奨学資金を給付する期間は、正規の最短修学期間とする。

(給付の申請)

第8条 給付の申請に関する事項は別に定める募集要項による。

(奨学生の決定)

第9条 本会は各年度の事業計画にもとづいて別に定める選考要領により奨学生を決定する。

(奨学資金の給付方法)

第10条 本会は毎年4月および10月の2回に各半年分の奨学資金を奨学生に給付する。ただし、採用初年度は別に定める募集要項による。

(学業成績等の提出)

第11条 奨学生は毎年度末、学習内容報告書および直近の学業成績証明書を理事長あてに提出しなければならない。

(届出および報告)

第12条 奨学生は、つぎの各号の一に該当するときは、所定の方法により直ちに本会に届出なければならない。

- (1) 奨学生が休学、復学、転学または退学するとき
- (2) 他の大学や学部編入することが決まったとき
- (3) 傷病その他の事由により、長期間にわたり欠席しようとするとき
- (4) 大学より停学その他の処分を受けたとき、または刑事事件に関し起訴されたとき
- (5) 留年することが明らかになったとき
- (6) 本会に登録した情報(本人および家族の住所、連絡先、振込口座等、その他重要な事項)に変更があったとき

(奨学資金の一時停止)

第13条 奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の給付を一時停止する。

- (1) 休学したとき
- (2) 留年したとき
- (3) 第11条の提出義務を適切に果たさなかったとき

(奨学資金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも奨学資金の辞退を申し出ることができる。

(奨学資金給付の廃止)

第15条 本会は、奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の給付を廃

止する。

- (1) 退学したとき
- (2) 傷病等のために成業の見込みがなくなったとき
- (3) 奨学資金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 学業成績または品行が不良と認められるとき
- (5) 正当な理由なく、第10条の提出義務を継続して果たさなかったとき
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (7) いつわりの申請その他不正の手段により給付を受けたとき
- (8) その他、奨学生として不適當であると認められるとき

(奨学資金の返還)

第16条 奨学生である者が、第15条第6号から第8号のいずれかに該当し、奨学資金給付の廃止決定を受けた場合には、既に給付を受けた奨学資金の全部または一部につき、別途指示する方法をもって、本会に返還しなければならない。

(規定の細目)

第17条 この規定について必要な細目は別に定める。

(規定の改廃)

第18条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程の制定日は、2022年11月18日とする。
2. 2021年3月末日以前に奨学資金の貸与を受けた奨学生については、貸与制について定めた日本通運育英会奨学規程を適用する。

日本通運 交通遺児等支援奨学金 募集のご案内

募集対象

交通事故により保護者等を失うか、又は保護者等が重度の心身障害を負った方
あるいは、学生本人が交通事故により障害もしくは傷病を負った方に奨学金を給付
しています

概要

- 奨学金の種類 給付型（返済不要）
- 応募資格（詳細は募集要項をご確認ください）
 - ①交通事故により保護者等を失った方、又は保護者等が交通事故により
重度の心身障害を負った方
 - ②学生本人が交通事故により障害もしくは傷病を負った方
 - ③上記が原因で、経済的に修学が困難な方（家計収入基準があります）
 - ④申し込み年度の4月現在、21歳以下である方
 - ⑤学術優秀、品行方正で勉強意欲のある方
- 奨学金の金額と給付期間
月額3万円（年額36万円）を正規の最短修学期間給付します
- 選考および採用
選考は応募された書類により選考します（採用人数は20名）
- 他の奨学金を受けていても申請でき、また大学卒業後の進路には制約がありません



✎ 当財団について

1961年に、経済的理由により修学が困難な方に学資の貸与を行い、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的として設立され、2013年に公益財団法人に移行しました。

2021年度からは新たな給付型奨学資金制度を開始し、より一層の社会貢献を続けております。

👏 ご寄附のお願い

当財団では奨学育英事業の運営にあたって、皆様方からいただいたご寄附をもとに活動を続けております。

今後も一人でも多くの交通遺児等の方を支援していくため、是非とも皆様方の暖かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当財団は、2013年に公益認定を受け、特定公益増進法人となっておりますので、ご寄附をいただきました場合は税法上の各種優遇措置を受けることが可能です。

個人の方	所得税の所得控除 住民税の控除（自治体が条例で制定している地域にお住いの方のみ） 相続税の控除（相続または遺贈財産をご寄附いただいた場合）
法人の方	寄附金の損金算入が利用できます。
お申込み	当財団の事務局にお電話でお申し込みください。 (03) 5801-1198

お問い合わせ

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町2番地 日本通運株式会社人財戦略部内
TEL(03) 5801-1198 FAX(03) 5801-1989
nitsu-ikueikai@nipponexpress.com

◆公益財団法人 日本通運育英会
当財団のホームページより
詳しい応募方法をご確認ください。

日本通運育英会

検索

<http://www.nitsu-ikueikai.or.jp>

